



さつきっ子

確かな学力を身に付け、やさしい心と
健やかな体をもつ子どもの育成

令和6年度4月号
千葉市立さつきが丘西小学校
令和6年4月5日

新年度を迎えて

校長 溝越 信夫

春らしく穏やかな気候に心和む季節となりました。さつきが丘西小学校は、4月5日に始業式を行い、新たな気持ちで令和6年度のスタートを切りました。4月9日には、令和6年度入学式を挙行いたします。今年度は、18名の新入生を迎え、児童数152名、通常学級7クラス（第6学年が2学級編制）、特別支援学級（ひまわり学級）2クラスとなります。お子さんのご入学、ご進級、誠にありがとうございます。

さつきが丘西小学校は「確かな学力を身に付け、やさしい心と健やかな体をもつ子どもの育成」の学校教育目標のもと、「やさしい子（徳）・かしこい子（知）・たくましい子（体）」を、めざす子ども像としています。

「やさしい子（徳）」では、特別活動の充実を図ります。1～6年生までの仲が良く、アットホームな校風は、なかよし活動（異学年交流活動）によるところが大きいと思います。これは本校の特色の一つです。今年度も、なかよし活動の充実を図り、相手を思いやる優しい心を育み、子どもたちが安心して楽しく通える学校をつくっていきます。また、教育相談の充実を図り、教員一人一人の意識を高めるとともに、子供たちの様々な悩みに対して、きめ細かく対応できるよう、スクールカウンセラーとの連携にも努めていきます。スクールカウンセラーの勤務は、水曜日に週3時間程度となります。（初日は、4月17日を予定） カウンセリングを受けたいというご要望がありましたら、学校までご連絡ください。形態としては、「お子さんのみ」「保護者様のみ」「お子さんと保護者様同伴」という3つのタイプがあります。窓口は教頭となりますので、事前にご予約の上、ご来校ください。

「かしこい子（知）」では、基礎・基本の定着を図ります。「最後までじっと耳を傾けて聴く」「音読、視写、漢字学習、計算練習を通して基礎学力を身に付ける」「自分の思いや考えをもち、わかりやすく表現する力を育てる」「読書活動を推進する」などの具体的取り組みをします。昨年度に引き続き、家庭学習でのギガタブ活用に加え、今年度は希望者を対象（別途 受検料が発生するため）とした取組にはなりますが、「漢字検定（漢検）」を1～2月ごろに準会場として実施したいと考えています。現在の学年に関係なく、個別に受験する級を決めてチャレンジさせたいと思います。イベントに対する興味・関心が高いというのは、本校児童の強みの一つです。この強みを生かし、基礎学力向上につなげていきたいと思ひます。保護者様のご協力なしには実現できませんので、ご理解のほど、お願いします。（※「漢検」は、2024年度文部科学省の後援事業となることが決定しています。）

「たくましい子（体）」では、教科体育におけるめあて学習の実践、食育・健康教育の充実重点を置いた取組をします。

今年度も引き続き、本校の教育活動へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。教職員一同、「さつきっ子」の成長のために地域の皆様のご協力を得ながら、保護者の皆様とともに歩みを進めていきたいと思ひます。



4月のめあて 自分から元気よくあいさつをしよう ろうかは静かに右側を歩こう

お知らせとお願い

1 新年度開始にあたってのお願い

～ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします～

- ① 4月は、提出物が大変多くなっております。提出していただく書類等は、今年一年間子供たちが安心・安全に学校生活を送るうえでどれもとても大切なものです。よくお読みいただいたうえで、正確にご記入いただき、期日を守ってご提出ください。
- ② 住所や電話番号が変わるときは、必ず担任にお知らせください。
- ③ 登下校時、児童のお車での送迎はやめてください。交通の障害になると同時に、他の児童の登下校に危険が生じることにもなりますので、ご協力をよろしくお願ひします。また、お子様が遅刻、早退をされるときには、朝8時までに学校に連絡を入れていただいたうえで、保護者の方と一緒に登校、下校するようにしてください。
- ④ お子様が新学年の生活に慣れるまで、学校生活の様子を見守ってください。そのうえで、もし、心配なことがありましたら、早めに担任までご相談ください。
- ⑤ 携帯電話の校内への持ち込み及び登下校中や学校内での使用は、原則として禁止させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。

しかしながら、特別な事情のためにお子様に携帯電話（スマートフォンやキッズ携帯等も含めて）を持たせる必要がある場合は、1. 学校の敷地内では、必ず電源を切る 2. 紛失したり、破損したりしても自分で責任をもつ 3. 緊急連絡の際は、原則として学校の電話（259-7700）を用いる、という約束のもと、許可しております。携帯電話の持ち込みを希望される場合は、連絡帳にて担任まで理由を添えてお申し出ください。

2 学校における合理的配慮の提供について

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっております。合理的配慮とは、子供に合った必要かつ適当な変更及び調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校（学級担任）に申し出てください。